

手配旅行取引条件説明書

本書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は当社が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様がこの取引条件説明書面に記載された運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。

2. お申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてご提出下さい。
- (2) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (3) 当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、郵送又はファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
- (4) 健康を書している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は手配先の機関にその旨をお伝えします。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは当該費用はお客様の負担とします。

3. 団体・グループでのお申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様が定めた代表者としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。当社は、契約責任者が団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）によって定められたものであることを証するために、契約責任者の団体・グループ内での身分を証明する書類又は構成者の委任状を提出いただくことがあります。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。

4. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービス手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に倒して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。
- (2) 旅行代金は請求書に記載の当社が定める期日までに当社にて現金にてお支払いいただくか当社指定の口座にお振込みください（振込の場合の振込手数料はお客様のご負担となります）。

5. 旅行契約の内容の変更、旅行契約の解除

- (1) 旅行契約の内容の変更
お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、契約内容の変更に伴い生じた運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用並びに下記「旅行業務取扱料金（抜粋）」に記載の当社所定の変更手数料金を申し受けます。
- (2) 旅行契約の解除
ア. お客様の任意解除 お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る「お取消しの際の費用」欄に記載の運送・宿泊機関等が定める取消料等
 - ③下記「旅行業務取扱料金（抜粋）」に記載の取消手数料金イ. お客様の責に帰すべき事由による解除
 - ①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、手配旅行契約を解除させていただく場合があります。
 - ②お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ③お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ④お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ⑤上記の①から④までの理由により当社が手配旅行契約を解除した場合は、既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の運送・宿泊機関等の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金（手配料金・取消手数料金）は、お客様の負担とさせていただきます。

ウ. 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

＜お取消し・変更の際の費用・料金＞

- a. 宿泊機関、観光その他のサービス等が定める取消料等（利用開始日の前日から起算してさかのぼって）

	契約解除日	取消料（おひとり様）
宿泊機関の手配	7日目にあたる日以降の解除	宿泊代金の20%
	5日目にあたる日以降の解除	宿泊代金の30%
	宿泊開始日の前日の解除	宿泊代金の50%
	当日の解除または無連絡	宿泊代金の100%
観光その他のサービス	7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
	5日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
	利用開始日の前日の解除	旅行代金の50%
	当日の解除または無連絡	旅行代金の100%

b. 旅行業務取扱料金（抜粋）

手配料金	運送・宿泊機関の予約・手配	1件につき5%
変更手続き料	宿泊機関の予約・手配の変更	1件につき500円
取消手数料	宿泊機関の手配の取消	1件につき5%

6. 当社の責任

- (1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前（1）の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた前(1)の損害については、前(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

7. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当社の手配代行者の名称、住所、連絡窓口の電話番号等は、確定書面でお知らせします。

8. 旅行保険について

- (1) 当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。
- (2) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入することをお勧めします。旅行保険については当社にお問い合わせください。

9. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

10. この取引条件説明書面に定めのない事項

この「取引条件説明書面」又は「手配旅行申込書」に定めのない事項は当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

＜旅行業務取扱＞

三重県知事登録 旅行業 地域第391号

紀北町観光サービスセンター 〈（一社）紀北町観光協会〉

（一社）日本旅行業協会正会員

三重県北牟婁郡紀北町東長島2410-73

営業時間：9:00～17:30

電話：0597-46-3555 FAX：0597-46-3556

Email: booking@kihoku-kanko.com

当社の営業時間外にFAX、電子メールでいただいたお申出は翌営業日にお申出いただいたものとして取り扱います。